

平成 22 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 岩 崎 智 彦
(Tel. 03-5775-2100)

特別損失に関するお知らせ

平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算において、下記のとおり特別損失を計上致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 貸倒引当金繰入額

当社子会社が保有する営業貸付金に対して財務内容評価法を適用し、貸倒引当金を 9,953 千円計上いたしました。

2. 本社移転費用

平成 22 年 8 月 1 日に実施した本社移転に伴い、支出する費用を 8,814 千円と見積もり、同金額の引当をいたしました。

3. 訴訟損失引当金

当社は、平成 21 年 10 月 27 日に東京地方裁判所民事第 8 部より訴状及び口頭弁論期日呼出書及び答弁書催告状が送達されました。その内容は、当社を債務者、原告を債権者とする平成 19 年 11 月 30 日付支払延期合意書に基づき、当社が未払金 175,000 千円及びこれに対する消費税等相当額の委託報酬支払債務を負っていること、当該債務に対し当社連結子会社である MILLENNIUM INVESTMENT(株)が連帯保証していること、対象となっている債務の支払が現状不履行であることが記述されております。また、これら債務が不履行の場合の担保として MILLENNIUM INVESTMENT(株)の全株式を担保に差し入れる記述があり、その結果、債務の支払について督促をしているのが MILLENNIUM INVESTMENT(株)の株主が原告であることの確認を請求しているものであります。当社は、財務諸表上では、当該合意書と証する書面を保有していないこと、また、合意書に記載された委託業務の成果を確認出来ないこと、また、当社の取締役会議事録に上記子会社の全株式の担保差し入れについての議事および承認の記載がないことから当該債務の認識をいたしておりません。当社といたしましては、本件支払延期合意書が真正に作成された文書ではないことを主張し、これを合意書の作成経緯、作成者、捺印された社印の不真正等から立証してまいります。尚、今後の状況を勘案し、顕在化する可能性のある債務について前連結会計年度末において 282,442 千円の引当金を計上しておりましたが、当第 1 四半期連結会計期間において 8,726 千円の遅延損害金相当額を引当金として積み増したため、平成 23 年 3 月期第 1 四半期連結会計期間末においては 291,168 千円の引当となりました。

4. 訴訟関連損失

当社は、以下の二つの訴訟に対して平成 23 年 3 月期第 1 四半期において、訴訟関連損失を 7,037 千円計上いたしました。

① 当社（控訴人）と被控訴人（債権者）との間には、公正証書が存在し、これには、平成 17 年 12 月 22 日付金銭消費貸借契約及び同年 12 月 30 日付金銭消費貸借契約に基づき、当社が被控訴人に対し元金 1 億円の債務を負担していることと、当社が当該債務を履行しないときは直ちに強制執行に服することを認諾する旨の記載があります。しかしながら、当社は本件公正証書を所持しておらず、本件公正証書作成の理由とされている本件金銭消費貸借契約の証書も所持しておりません。

当社は、平成 20 年 10 月 29 日付適時開示にて公表いたしましたとおり、本件金銭消費貸借契約は成立しておらず本件公正証書には効力がないと判断し、同年 10 月 29 日、強制執行停止の申立を行いました。翌 30 日、本件強制執行停止の決定が発令されたことにより、本件公正証書に基づいてする全体の執行手続きは続行されず、既に開始された手続きは、その時点の状態に凍結されました。その上で、当社は、反対名義を獲得すべく請求異議訴訟を提起いたしました。

しかしながら、平成 21 年 7 月 1 日付当社は第一審に敗訴し、強制執行停止決定は取り消されてしまいました。当社はこの判決を不当と考え、平成 21 年 7 月 13 日に控訴し、第一審と同様、本件金銭消費貸借契約は成立しておらず本件公正証書には効力がないと主張してまいりましたが、平成 21 年 11 月 25 日付にて、控訴審においても棄却され、当社は最高裁判所へ上告及び上告受理申立をしておりますが、平成 22 年 4 月 15 日付にて当社の上告を棄却し、かつ上告審として受理しない旨の決定がなされ、その調書決定正本を受理致しましたため、平成 23 年 3 月期第 1 四半期連結会計期間において 3,490 千円の引当を計上いたしました。

② 当社を借主、原告を貸主とする、平成 18 年 3 月 29 日付金銭消費貸借契約書及び平成 19 年 3 月 31 日付債務弁済確認契約書（平成 18 年 3 月 29 日付金銭消費貸借契約記載の債務を確認するために作成されたもの）が存在することを理由に、当社が原告より元金 6,300 万円及びそれに付随する確定利息並びにこれに対する弁済期の翌日から支払い済までの年 2 割の割合による約定遅延損害金の支払いを求める貸金請求訴訟を提起されたものです。当社は訴訟において、本件金銭消費貸借契約の証書を所持しておらず、しかも、原告による当社に対する入金履歴は見当たらないこと等を根拠として、当該金銭消費貸借契約の効力はない旨を主張してまいりましたが、平成 21 年 8 月 26 日付にて、原告の主張を認容する旨の第一審判決の言渡しを受け、当社はこの判決を不当と考え、平成 21 年 9 月 4 日付にて当社を控訴人として控訴し、第一審と同様に主張しておりました。しかし、平成 22 年 1 月 21 日付にて、控訴審においても棄却されたため当社は最高裁判所へ上告しておりましたところ、平成 22 年 5 月 26 日付にて当社の上告を棄却し、かつ上告審として受理しない旨の決定がなされ、その調書決定正本を受理しましたため、平成 23 年 3 月期第 1 四半期連結会計期間において 3,546 千円の引当を計上いたしました。

5. 業績への影響

これら特別損失につきましては、本日発表の平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算短信に計上済であります。

以上